今後の大規模災害への対応にかかる 提言(案)

被災者健康支援連絡協議会 代表 横倉 義武

医療・介護関係団体からなる「被災者健康支援連絡協議会」(以下、「本協議会」ともいう)は、平成23年4月22日政府の被災者生活支援特別対策本部からの協力要請を受け、東日本大震災の被災者の健康を支援することを目的として、18組織(35団体)により設置され、各団体の特性を生かした被災者支援活動を積極的に行った。

こうした活動を通じて本協議会で蓄積されたノウハウを、今後起こるかもしれない 大規模災害対策に役立てるため、「東日本大震災における被災者健康支援の問題点抽 出」と「対応策等」の検討を行い、その検討の中間段階として、下記のような大規模 災害への対応にかかる提言及び要望書を、平成25年4月国へ提出した。

<大規模災害への対応にかかる提言及び要望書>

- 1 平時の法律の想定を超える『大規模災害の緊急非常事態対処法』の制定
- 2 東日本大震災の教訓を踏まえた法的問題点等の解消と対応策の実現のための法改正等
- 3 中央防災会議の委員に被災者健康支援連絡協議会の代表を任命

その後さらに、上記「1 平時の法律の想定を超える『大規模災害の緊急非常事態対処法』の制定」及び「2 東日本大震災の教訓を踏まえた法的問題点等の解消と対応策の実現のための法改正等」に関する作業を行い、この度検討結果をとりまとめた。これを受け「前者」については、既存の法体系の上塗りと法と法の隙間を埋める新たな法律として、下記のような提言を行うものである。

< 平時の法律の想定を超える『大規模災害の緊急非常事態対処法』の制定にかかる提言>

- ① 大規模災害による緊急事態が発生した場合、「現場」への大幅な権限委譲を
- ② 大規模災害時に委譲すべき権限の範囲は、緊急時の医療提供関係全てに
- ③ 大規模災害時に、政府の「現場」「全国民」への情報開示を法定義務化
- ④ 「判断は現場に、責任は国に」という仕組みに
- ⑤ 患者の生命を守るため他者の人権等を制約せざるを得ない場合には、緊急避難の法理 で対応

また「後者」については、本協議会の各団体と国の担当部局とで、被災者支援に際し障害となった法的問題点等について協議を行い、課題が解消されたものもあったが、今後とも国の対応が求められるものも多く残された。このため、国においてはこれら被災者支援に際し障害になると考えられる法的問題点等について、今後とも継続的に取組んでいくことを要望するものである。

本協議会として、以上のような「今後の大規模災害への対応にかかる提言(案)」をここに行うものである。

被災者健康支援連絡協議会 構成団体・執行体制

[平成24年10月1日現在18組織(35団体)]

1	日本医師会				
2	日本歯科医師会		4		
3	日本薬剤師会				
4	日本看護協会	***************************************			
5	全国医学部長病院長会議				
6	日本病院会				
7	全日本病院協会				
8	日本医療法人協会				
9	日本精神科病院協会				
10	日本栄養士会	***************************************			
11	東日本大震災リハビリテーション支援関連 10 団体				
	① 日本リハビリテーション医学会② 日本理学療法士協会③ 日本作業療法士協会④ 日本言語聴覚士協会⑤ 日本リハビリテーション病院・施設協会⑥ 全国回復期リハビリテーション病棟連絡協議会	(8)(9)	全国老人デイ・ケア連絡協議会 全国訪問リハビリテーション研究会 全国地域リハビリテーション支援事 業連絡協議会/全国地域リハビリテ ーション研究会 日本介護支援専門員協会		
12	全国老人保健施設協会				
13	日本慢性期医療協会				
14	チーム医療推進協議会				
	 日本医療社会福祉協会 (医療ソーシャルワーカー) 日本医療リンパドレナージ協会 日本栄養士会 日本看護協会 日本救急救命士協会 日本言語聴覚士協会 日本作業療法士協会 日本細胞診断学推進協会細胞検査士会 	(I)	日本歯科衛生士会 日本診療情報管理士会 日本病院薬剤師会 日本診療放射線技師会 日本理学療法士協会 日本臨床工学技士会 日本臨床心理士会 日本病院会 日本臨床衛生検査技師会		
15	日本救急救命士協会				
16	日本診療放射線技師会				
17	日本病院薬剤師会				
18	日本赤十字社				
			※下線−重複匠		

※下線=重複団体

<執行体制>

○代表 横倉 義武(日本医師会長)
 ○副代表 大久保満男(日本歯科医師会長)
 児玉 孝 (日本薬剤師会長)
 坂本 すが(日本看護協会長)
 別所 正美(全国医学部長病院長会議会長)
 堺 常雄 (日本病院会長)
 西澤 寛俊(全日本病院協会長)
 ③ 事務局長 羽生田 俊(日本医師会副会長)
 嘉山 孝正(全国医学部長病院長会議相談役)

今後の大規模災害への対応にかかる提言(案)

(報告書)

平成25年9月2日被災者健康支援連絡協議会

はじめに

医療・介護関係団体からなる「被災者健康支援連絡協議会」(以下、「本協議会」ともいう)は、平成23年4月22日政府の被災者生活支援特別対策本部からの協力要請を受け、東日本大震災の被災者の健康を支援することを目的として、次の取組みを行うため18組織(35団体)により設置された。

- ①被災現地の医療ニーズに対応し、医療チームの中長期的な派遣を確保する。
- ②その他、避難所をはじめ被災現地の健康確保上の二一ズを把握するとともに、感染症対策など被災者の健康確保に必要な取組を行う。

そして平成23年4月25日の第1回会議において、今後の活動方針等の議論が行われ、被災県災害対策本部の主体性を基本とし、本協議会は情報の収集と 共有および、政府への提言を行うことも確認された。

これを受け本協議会は、その後政府等に対し様々な提言・要望等を行ってきた。

こうした実績をふまえ、平成24年7月30日の第15回会議において、本協議会で蓄積されたノウハウを、今後起こるかもしれない大規模災害対策に役立てるため、「ワーキンググループ」で検討する方針が提案され了承された。

そこでまず、被災者支援活動を通じて本協議会で蓄積された経験やノウハウを踏まえ、「東日本大震災における被災者健康支援の問題点抽出」と「対応策等」の検討を行い、平成25年4月その検討の中間段階として、下記のような大規模災害への対応にかかる提言及び要望書を、国へ提出した。

<大規模災害への対応にかかる提言及び要望書>

- 1 平時の法律の想定を超える『大規模災害の緊急非常事態対処法』の制定
- 2 東日本大震災の教訓を踏まえた法的問題点等の解消と対応策の実現のための法改正等
- 3 中央防災会議の委員に被災者健康支援連絡協議会の代表を任命

その後さらに、上記「1 平時の法律の想定を超える『大規模災害の緊急非常事態対処法』の制定」及び「2 東日本大震災の教訓を踏まえた法的問題点等の解消と対応策の実現のための法改正等」に関する作業を行い、この度検討結果をとりまとめた。

これを受け「前者」については、既存の法体系の上塗りと法と法の隙間を埋める新たな法律として、次のような提言を行うものである。

<平時の法律の想定を超える

『大規模災害の緊急非常事態対処法』の制定にかかる提言>

- ① 大規模災害による緊急事態が発生した場合、「現場」への大幅な権限委譲を
- ② 大規模災害時に委譲すべき権限の範囲は、緊急時の医療提供関係全てに
- ③ 大規模災害時に、政府の「現場」「全国民」への情報開示を法定義務化
- ④ 「判断は現場に、責任は国に」という仕組みに
- ⑤ 患者の生命を守るため他者の人権等を侵害せざるを得ない場合には、緊急 避難の法理で対応

また「後者」については、本協議会の各団体と国の担当部局とで、被災者支援に際し障害となった法的問題点等について協議を行い、課題が解消されたものもあったが、今後とも国の対応が求められるものも多く残された。このため国においては、これら被災者支援に際し障害になると考えられる法的問題点等について、今後とも継続的に取組んでいくことを要望するものである。

本協議会として、以上のような「今後の大規模災害への対応にかかる提言 (案)」を、ここに報告書としてとりまとめ公表するものである。

なお、「ワーキンググループ」で作業したメンバーは下記の通りである。

<ワーキンググループ>

- 事務局長 羽生田 俊(日本医師会副会長)
- 事務局長 嘉山孝正(全国医学部長病院長会議相談役)
- 佐藤慎哉(山形大学医学部総合医学教育センター教授)
- 畑仲卓司 (日本医師会総合政策研究機構研究部総括部長)
- 尾崎孝良(日本医師会総合政策研究機構主席研究員)
- 吉田澄人(日本医師会総合政策研究機構主任研究員)

被災者健康支援連絡協議会 構成団体

[平成24年10月1日現在18組織(35団体)]

~~~~			
1	日本医師会		
2	日本歯科医師会		
3	日本薬剤師会		
4	日本看護協会		
5	全国医学部長病院長会議		
6	日本病院会		
7	全日本病院協会		
8	日本医療法人協会		
9	日本精神科病院協会		
10	日本栄養士会		
11	東日本大震災リハビリテーション支援関連 10		<u> </u>
	① 日本リハビリテーション医学会		全国老人デイ・ケア連絡協議会
	② 日本理学療法士協会		全国訪問リハビリテーション研究会
	③ 日本作業療法士協会		全国地域リハビリテーション支援事
	④ 日本言語聴覚士協会		業連絡協議会/全国地域リハビリテ
	⑤ 日本リハビリテーション病院・施設協会		ーション研究会
	⑥ 全国回復期リハビリテーション病棟連絡協議会	10	日本介護支援専門員協会
12	全国老人保健施設協会		
13	日本慢性期医療協会		
14	チーム医療推進協議会		
	① 日本医療社会福祉協会	(9)	日本歯科衛生士会
	(医療ソーシャルワーカー)		日本診療情報管理士会
	② 日本医療リンパドレナージ協会		日本病院薬剤師会
	③ 日本栄養士会		日本診療放射線技師会
	④ 日本看護協会		日本理学療法士協会
	⑤ 日本救急救命士協会	14)	日本臨床工学技士会
	⑥ 日本言語聴覚士協会	15	日本臨床心理士会
	⑦ 日本作業療法士協会	16	日本病院会
***********	⑧ 日本細胞診断学推進協会細胞検査士会	17)	日本臨床衛生検査技師会
15	日本救急救命士協会		
16	日本診療放射線技師会		
17	日本病院薬剤師会		
18	日本赤十字社		
			※下線=重複

団体

## <執行体制>

○代表 横倉 義武 (日本医師会長) ○副代表 大久保満男 (日本歯科医師会長) 児玉 孝 (日本薬剤師会長) 坂本 すが (日本看護協会長) 別所 正美(全国医学部長病院長会議会長) 堺 常雄 (日本病院会長) 西澤 寬俊(全日本病院協会長) ○ 事務局長 羽生田 俊(日本医師会副会長) 嘉山 孝正(全国医学部長病院長会議相談役)

# 目 次

## 本編

第1章 本提言・要望の目的と検討方法	1
1. 本促言・安室の日的	1
	1
第2章 カテゴリー別問題点と今後の対応策	3
<b>第1節 問題点のカテゴリーと発生時期・期間</b>	3
2. カテゴリー別問題の発生時期・期間	3
2. /v / - / / // // // // // // // // // // /	O
第2節 カテゴリー別の問題点と今後の対応策	9
<ol> <li>被災情報の収集・提供</li></ol>	9
2. 救援物資	1
3. 派遣	3
4. 被災した患者等の受入れ	5
5. 原発事故に伴う二次被害	6
6. 避難所	8
7. 仮設住宅 ····································	
8. 制度の特例	0
第3章 大規模災害への対応にかかる提言及び要望 ························· 2	1
1. 平時の法律の想定を超える	
「大規模災害の緊急非常事態対処法」の制定を2	1
2. 東日本大震災の教訓を踏まえた法的問題点等の解消と	_
対応策の実現のための法改正等を2	8
3. 中央防災会議の委員に被災者健康支援連絡協議会の代表を 3	3
名表次WI 大豆 土豆土BI产品人口以上下75477718.11	
参考資料 古屋 圭司内閣府特命担当大臣(防災)提出	
大規模災害への対応にかかる提言及び要望書	38
資料編 I カテゴリー別問題点や対応策の詳細表別 f	₩
資料編 II 国との問題点や対応策に関する法改正等の協議結果別	
資料編Ⅲ 平時の法律の想定を超える	
「大規模災害の緊急非常事態対処法」のあり方別	ŦĐ